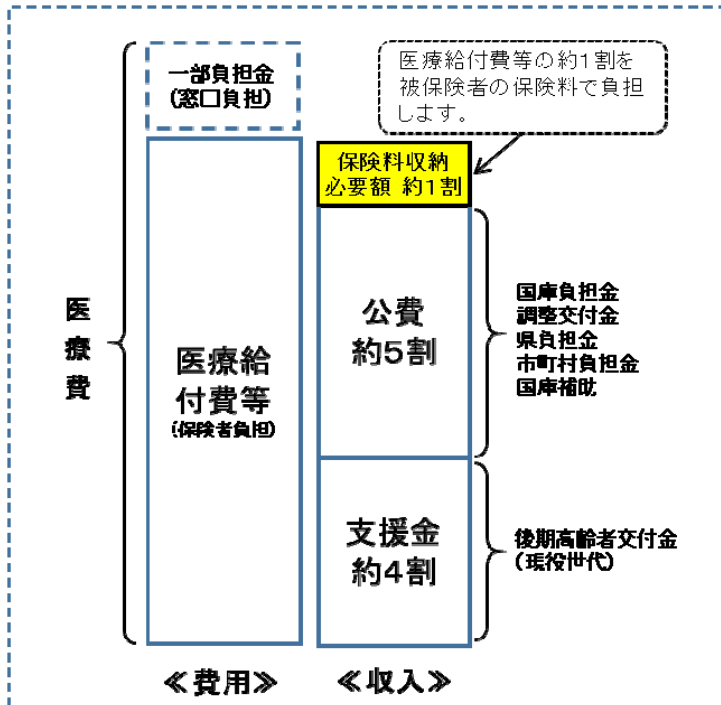


平成 28・29 年度後期高齢者医療保険料率の改定について

秋田県後期高齢者医療広域連合

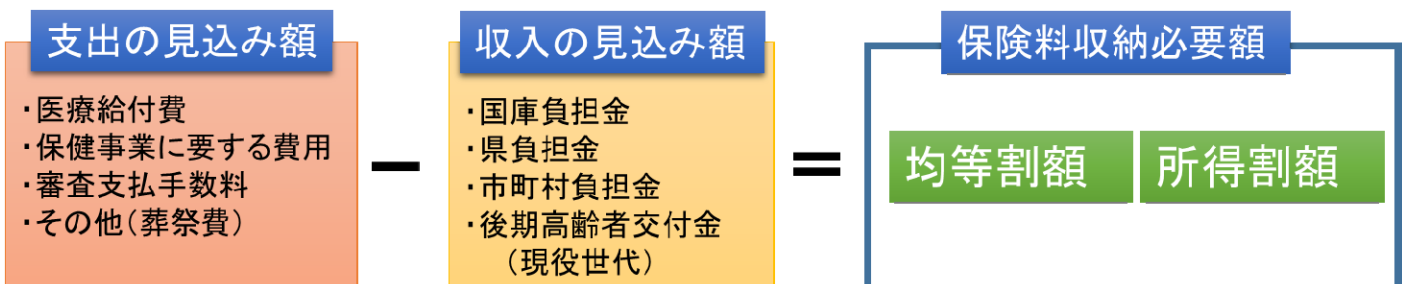
1 保険料の概要



後期高齢者の医療費の財源については、約 5 割を国庫負担金などの公費、約 4 割を現役世代からの支援金、残りの約 1 割を被保険者である後期高齢者の保険料とする負担割合となっています。

2 保険料率の算出方法

保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 3 項により、おおむね 2 年を通じて財政の均衡を保つことができるものとされており、2 年ごとに見直し（保険料率の改定）を行う必要があります。保険料の内訳は、被保険者全員が等しく負担する**均等割額（応益分）**と、被保険者の所得に応じて負担する**所得割額（応能分）**の合計となります。



保険料率の推移

項目	平成 20・21 年度	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
均等割額	38,426 円	38,925 円	39,710 円	39,710 円
所得割率	7.12%	7.18%	8.07%	8.07%

(1) 支出の見込み額について

$$\text{支出の見込み額} = \text{医療給付費} + \text{保健事業費} + \text{審査支払手数料} + \text{その他(葬祭費)}$$

平成28、29年度の支出の見込み額を下記のとおり試算しました。

支出の見込み額		
医療給付費	約2,875億円	過去の実績に基づき伸び率を算出(0.889%)し、平成28年度に関しては診療報酬改定率▲1.03%を乗じた。また、平成29年度は消費税増税分の伸び率として0.9%を乗じた。
保健事業費	約6億円	健康診査等の実施費用。過去の実績に基づき算出。
審査支払手数料	約10億円	(単価:81.21円)審査システム改修費含む
その他(葬祭費)	約12億円	過去の実績に基づき算出。
合計	約2,903億円	

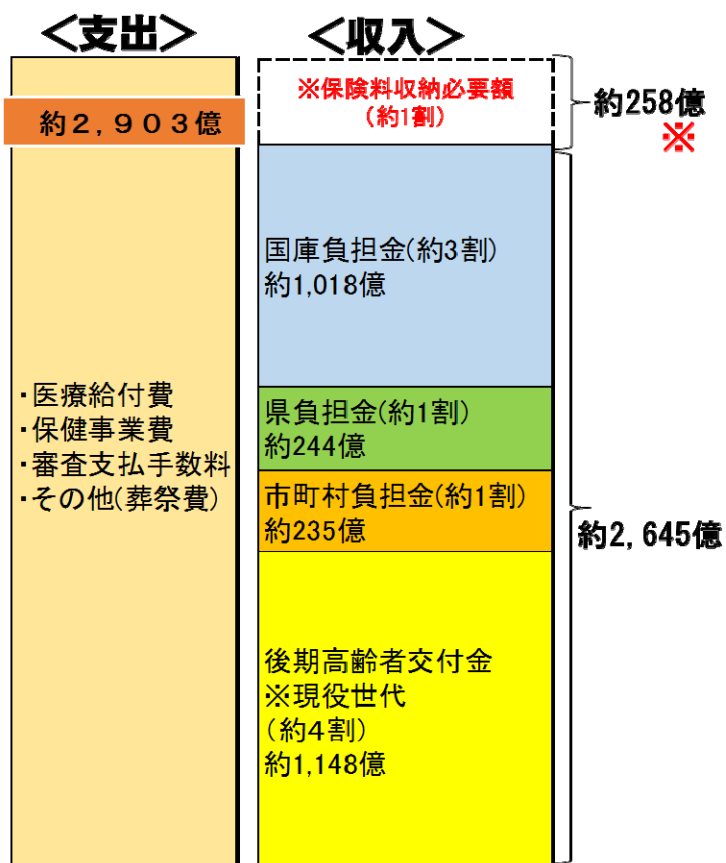
(2) 収入の見込み額について

$$\text{収入の見込み額} = \text{国庫負担金} + \text{県費負担金} + \text{市町村負担金} + \text{後期高齢者交付金(現役世代負担金)}$$

平成28、29年度の収入の見込み額を下記のとおり試算しました。

収入の見込み額			
国庫負担金	約1,018億円	約3割	合計約5割
県負担金	約244億円	約1割	
市町村負担金	約235億円	約1割	
後期高齢者交付金	約1,148億円	約4割	現役世代からの交付金
合計	約2,645億円		

(3) 保険料収納必要額について（平成28・29年度の2年間）



※試算より算出された約258億が、保険料として集めなければならない額であるが、平成27年度末の剰余金（※1）や県財政安定化基金（※2）を収入に計上することにより、被保険者の負担を緩和することができる。

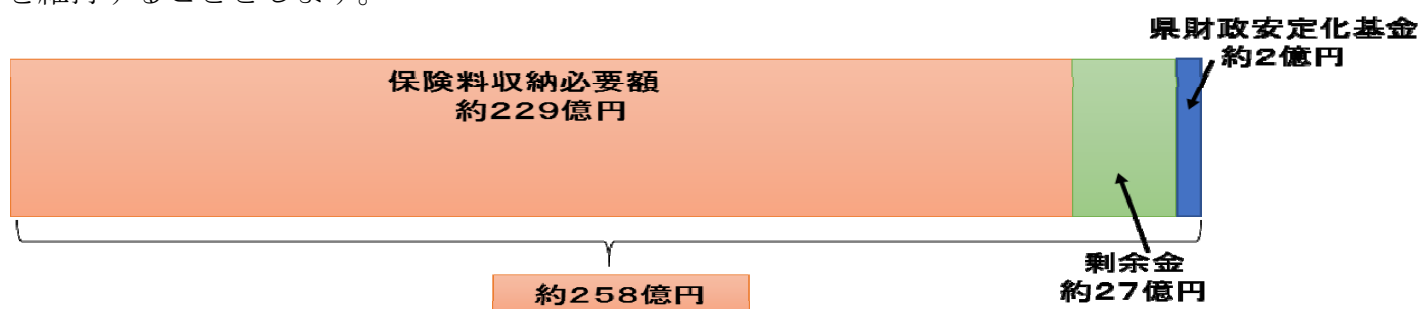
※1 剰余金＝一会計年度において収入が支出を上回ったことにより生じた金額を、翌年度に繰越したもの

※2 県財政安定化基金＝国、県、広域連合が拠出し、保険料の増加抑制財源や、療養給付費の増加、収納率低下による財源不足等を補うために設立した基金

3 保険料率の試算結果について

次期新保険料率については、本県後期高齢者の所得水準や費用負担の増加要素等を考慮し、可能な限り保険料の増加抑制に努めることが必要です。

そのため、平成27年度末の剰余金のほか、県の財政安定化基金を活用し、現行の保険料率を維持することとします。



		現行	平成28、29年度
保険料率	均等割	39,710円	39,710円
		(現行との比較)	(0円)
	所得割	8.07%	8.07%
		(現行との比較)	(0.00%)